

線引きを考える

～あたらしい笠岡の都市計画(案)を策定しました!～



笠岡市では、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に分する、区域区分制度(線引き)の必要性について検討を重ねた結果、『線引きを廃止し、より緩やかな代替方策により土地利用をコントロールしていくことが市の振興を図る上で有効である』との結論を得ました。そして、あたらしい笠岡の都市計画(案)が昨年十二月にできあがり、今年の一〜三月に市内各地で説明会を開催し、市民のみならず出された意見を反映した計画(案)を策定しましたのでお知らせします。

◎線引きが廃止されるとどうなるの？

市街化調整区域においては、今までよりも緩やかな規制(特定用途制限地域)により、農村集落に住宅等の建設を誘導して人口減少に歯止めをかけるとともに、幹線道路沿いには店舗等の立地を誘導して地域の活性化を促進したいと考えます。市街化区域においては引続き現在の用途地域を継続します。

◎特定用途制限地域とは？

線引き廃止後も良好な環境を形成または保持するため、制限すべき建物の種類などを定めます。現在の市街化調整区域に次の3種類の地区を設定する予定です。(農用地区域・保安林は除く)

地区名	建築可能な建物の具体例	地区設定の範囲
田園居住地区	住宅・アパート及び小規模な店舗など	環境共生・特定沿道地区を除く範囲
環境共生地区	住宅・アパート及び中規模な店舗など	主要な道路の沿道
特定沿道地区	住宅・アパート及び一定規模の店舗、遊技施設、倉庫など	国道2号沿道

◎それぞれの地区はどこに設定されるの？

- 環境共生地区
 - ①井原福山港線(用之江～井原市境)
 - ②笠岡中央線(吉浜付近、春日台～今立)
 - ③笠岡井原線(小平井～井原市境)
 - ④笠岡美星線(吉田～北川)
 - ⑤園井里庄線(広浜～今立)
 - ⑥国道2号B P等(西大島付近)
- 特定沿道地区
 - ⑦国道2号(生江浜～用之江)
- 田園居住地区
 - 特定沿道、環境共生地区を除く旧市街化調整区域の全域

◎線引きの廃止はいつごろなの？

平成20年3月を目途に、都市計画法に基づく手続きを進めていきます。

問合せ…都市計画課 ☎69-2138